

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月21日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第1号

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（支出命令）</p> <p>第53条（略）</p> <p>2 前項の支出決議書は、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1）～（3）（略）</p>	<p>（支出命令）</p> <p>第53条（略）</p> <p>2 前項の支出決議書は、次に掲げる書類を添付し、<u>地域医療政策課長を経由して、会計管理者に送付しなければならない。</u></p> <p>（1）～（3）（略）</p>
<p>第54条（略）</p>	<p><u>（支払伝票の発行）</u></p> <p>第54条 <u>地域医療政策課長は、前条第2項各号に掲げる書類に基づき支払伝票を発行し、会計管理者に送付しなければならない。</u></p>
<p>（支払の方法）</p> <p>第55条 会計管理者は、支払をしようとするときは、<u>直接支払、払込払、送金支払又は口座振替の手続をしなければならない。</u></p>	<p>（支払の方法）</p> <p>第56条 会計管理者は、<u>支払伝票に基づき支払をしようとするときは、小切手の振出し、直接支払、送金支払又は口座振替の手続をしなければならない。</u></p>
<p>第56条（略）</p>	<p>第57条（略）</p>
<p><u>（払込払）</u></p> <p>第57条 <u>会計管理者は、国、地方公共団体その他公共団体の機関に対して、当該機関の発した納入に関する書類により支払をしようとするときは、出納店に対し、その資金を交付して払込みの手続をとらせなければならない。</u></p>	
<p>（送金支払）</p> <p>第58条 会計管理者は、債権者に送金支払をしようとするときは、<u>支払依頼書を添えて出納店にその資金を交付し、出納店から送金させるものとする。</u></p>	<p>（送金支払）</p> <p>第58条 会計管理者は、債権者に送金支払をしようとするときは、<u>出納店を受取人とする小切手を振り出し、小切手振出済通知書、集合支払依頼書及び債権者に送付すべき送金通知書を添えて出納店に交付し、出納店から送金させるものとする。この場合において、出納店は、当該小切手振出済通知書に領収の旨を記載し、返付しなければならない。</u></p>
<p>（口座振替の方法による支払）</p> <p>第59条（略）</p> <p>2 会計管理者は、前項の申出のあった金融機関の</p>	<p>（口座振替の方法による支払）</p> <p>第59条（略）</p> <p>2 会計管理者は、前項の申出のあった金融機関の</p>

預金口座に振込みをしようとするときは、支払依頼書を添えて出納店にその資金を交付し、出納店から口座振替の方法により支払をさせるものとする。

(資金の交付)

第60条 会計管理者は、前3条の規定により出納店に資金を交付するときは、支払依頼書を作成し、資金交付書を交付して行わなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定により出納店に資金を交付したときは、資金領収書を提出させなければならない。

(小切手等の記載事項の訂正)

第63条 小切手、小切手振出済通知書、支払依頼書及び公金振替書（以下「小切手等」という。）の券面金額又は首標金額は、訂正してはならない。

2・3 （略）

(公金振替書による支払)

第68条 会計管理者は、支払をしようとする場合において当該支払先が県の他会計であるときは、第57条の規定による資金の交付に代えて公金振替書を発行し、これを出納店に交付のうえ、公金を振り替えることができる。

2 （略）

(送金事務)

第97条 出納店は、第58条の規定による支払依頼書の送付を受けたときは、速やかに債権者に便宜の方法で支払をしなければならない。

(口座振替事務)

第98条 出納店は、第59条第2項の規定による支払依頼書の送付を受けたときは、当該金額を払い出すとともに、即日指定された金融機関の受取人の預金口座に振替の手続きを行い、速やかに当該受取人に対して、口座振替済みの通知をしなければならない。

(有効期間経過後の支払停止)

第101条 出納店は、直接支払に係る小切手にあつては、振出日付後1年を経過したときは、その支払をすることができない。この場合において、出納店は、提示された小切手の余白に有効期間経過の

預金口座に振込みをしようとするときは、出納店を受取人とする小切手を振り出し、小切手振出済通知書、集合支払依頼書及び口座振込通知書を添えて出納店に交付し、出納店から口座振替の方法により支払をさせるものとする。この場合において、出納店は、当該小切手振出済通知書に領収の旨を記載し、返付しなければならない。

(小切手振出等の方法)

第60条 会計管理者は、出納店に対する小切手、小切手振出済通知書、集合支払依頼書又は公金振替書（以下「支払通知書等」という。）及び債権者に対する小切手、送金通知書又は支払証は1件ごとに発行するものとする。ただし、必要があるときは、2件以上を合わせて発行することができる。

(小切手等の記載事項の訂正)

第63条 小切手、小切手振出済通知書、集合支払依頼書及び公金振替書（以下「小切手等」という。）の券面金額又は首標金額は、訂正してはならない。

2・3 （略）

(公金振替書による支払)

第68条 会計管理者は、支払伝票の送付を受けて支払をしようとする場合において当該支払先が県の他会計である場合は、第56条の規定による小切手に代えて公金振替書を発行し、これを出納店に交付のうえ、公金を振り替えることができる。

2 （略）

(送金事務)

第97条 出納店は、第58条の規定による集合支払依頼書の送付を受けたときは、速やかに債権者に便宜の方法で支払をしなければならない。

(口座振替事務)

第98条 出納店は、第59条第2項の規定による集合支払依頼書の送付を受けたときは、当該金額を払い出すとともに、即日指定された金融機関の受取人の預金口座に振替の手続きを行い、速やかに当該受取人に対して、口座振替済みの通知をしなければならない。

(有効期間経過後の支払停止)

第101条 出納店は、直接支払に係る小切手及び送金支払に係る当該支払資金の交付のために振り出した小切手にあつては、振出日付後それぞれ1年を経過したときは、その支払をすることができない。

旨を記入のうえ、これを提示した者に返さなければならぬ。

(準用規定)

第156条 事業に関する売買、貸借、請負その他の契約に関しては、法令その他に別段の定めがあるもののほか、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第3章の規定を準用する。この場合において、同章中「契約執行決議書」とあるのは「執行伺」と、同規則第72条中「施行令第167条の2第1項第1号」とあるのは「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第21条の13第1項第1号」と、同規則第72条の2第1項、第73条及び第74条中「施行令第167条の2第1項第3号及び第4号」とあるのは「政令第21条の13第1項第3号及び第4号」と、同規則第74条中「施行令第167条の2第1項第8号」とあるのは「政令第21条の13第1項第8号」と読み替えるものとする。

この場合において、出納店は、提示された小切手の余白に有効期間経過の旨を記入のうえ、これを提示した者に返さなければならぬ。

(準用規定)

第156条 事業に関する売買、貸借、請負その他の契約に関しては、法令その他に別段の定めがあるもののほか、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第3章の規定を準用する。この場合において、同章中「契約執行決議書」とあるのは「執行伺」と、同規則第72条中「施行令第167条の2第1項第1号」とあるのは「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第21条の14第1項第1号」と、同規則第72条の2第1項、第73条及び第74条中「施行令第167条の2第1項第3号及び第4号」とあるのは「政令第21条の14第1項第3号及び第4号」と、同規則第74条中「施行令第167条の2第1項第8号」とあるのは「政令第21条の14第1項第8号」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。